

特定小売供給約款の変更概要

消費税法および地方税法の一部改正にともない、2019年10月1日より消費税率(地方消費税率含む)が8%から10%に変更されることになりました。これを受けて、電気料金単価を変更させていただきます。

また、電気料金単価以外の変更点につきましても、あわせてお知らせいたしますので、ご理解ならびにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい特定小売供給約款の主な変更点

[消費税率引上げに伴う電気料金単価の変更]

主な料金の単価は次のとおり。

<主な電気料金>

電 灯

(単位：円/税込)

契 約 種 別		単 位	新単価(税率10%) 令和元年10月1日から	旧単価(税率8%)		
定 額 電 灯	需要家料金	1契約	55.00	54.00		
	電 灯 料 金	10Wまで	1灯	99.56	97.75	
		10Wをこえ20Wまで	〃	149.62	146.90	
		20Wをこえ40Wまで	〃	249.74	245.20	
		40Wをこえ60Wまで	〃	349.87	343.51	
		60Wをこえ100Wまで	〃	550.12	540.12	
		100Wをこえる場合100Wまでごとに	〃	550.12	540.12	
	小 型 機 器 料 金	50VAまで	1機器	239.17	234.82	
		50VAをこえ100VAまで	〃	387.05	380.01	
100VAをこえる場合100VAまでごとに		〃	387.05	380.01		
従 量 電 灯	A	最低料金	最初の8kWhまで	235.84	231.55	
		電力量料金	上記超過1kWh	19.88	19.52	
	B	基 本 料 金	10A	1契約	286.00	280.80
			15A	〃	429.00	421.20
			20A	〃	572.00	561.60
			30A	〃	858.00	842.40
			40A	〃	1,144.00	1,123.20
			50A	〃	1,430.00	1,404.00
			60A	〃	1,716.00	1,684.80
	電 力 量 料 金	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	19.88	19.52	
		120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)	〃	26.48	26.00	
		上記超過(第3段階料金)	〃	30.57	30.02	
		最低月額料金	1契約	235.84	231.55	
	C	基 本 料 金	1kVA	1kVA	286.00	280.80
			電 力 量 料 金	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	19.88
120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)				〃	26.48	26.00
上記超過(第3段階料金)				〃	30.57	30.02
臨 時 電 灯	A	50VAまで	1契約1日につき	8.06	7.91	
		50VAをこえ100VAまで	〃	16.10	15.81	
		100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	〃	16.10	15.81	
		500VAをこえ1kVAまで	〃	161.05	158.12	
		1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	〃	161.05	158.12	
	B	基本料金	10A	314.60	308.88	
		電力量料金	1kWh	33.62	33.01	
	C	基本料金	1kVA	314.60	308.88	
		電力量料金	1kWh	33.62	33.01	

(単位：円/税込)

契約種別			単 位	新単価(税率10%) 令和元年10月1日から	旧単価(税率8%)	
公衆街路灯	A	需要家料金	1契約	49.50	48.60	
		電 灯 料 金	10Wまで	1灯	90.10	88.46
			10Wをこえ20Wまで	〃	136.20	133.73
			20Wをこえ40Wまで	〃	228.40	224.25
			40Wをこえ60Wまで	〃	320.61	314.78
			60Wをこえ100Wまで	〃	505.02	495.84
	100Wをこえる場合100Wまでごとに		〃	505.02	495.84	
	小型機器料金	50VAまで	1機器	218.27	214.30	
		50VAをこえ100VAまで	〃	349.65	343.29	
		100VAをこえる場合100VAまでごとに	〃	349.65	343.29	
B	基本料金	1kVA	258.50	253.80		
	電力量料金	1kWh	20.05	19.69		
	最低月額料金	1契約	224.84	220.75		

電 力

(単位：円/税込)

契約種別			単 位	新単価(税率10%) 令和元年10月1日から	旧単価(税率8%)	
低 圧 電 力	基本料金		1kW	1,122.00	1,101.60	
	電力量料金	夏 季	1kWh	17.37	17.06	
		その他季	〃	15.80	15.51	
臨 時 電 力	定額制供給		1kW1日につき	189.60	186.15	
	従量制供給	基本料金		1kW	低圧電力の該当料金の20%増し	低圧電力の該当料金の20%増し
		電力量料金	夏 季	1kWh	20.82	20.45
			その他季	〃	18.94	18.60
農 事 用 電 力 (かんがい排水用)	基本料金		1kW	440.00	432.00	
	電力量料金	夏 季	1kWh	13.12	12.89	
		その他季	〃	11.94	11.72	

※低圧電力、臨時電力および農事用電力における「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

そ の 他 料 金

(単位：円/税込)

	単 位	新単価(税率10%) 令和元年10月1日から	旧単価(税率8%)
口座振替割引	1契約	55	54

[託送供給に係る供給条件の明確化に伴う変更]

現行約款は、ホールディングカンパニー制へ移行前(分社化前)に届け出たものになることから、ホールディングカンパニー制への移行に伴い、電気需給約款と同様、託送約款に関連する規定は託送供給等約款に準拠する等、規定を変更いたします。

<変更例>

【現行】

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2) および(3)によります。

【略】

【変更後】

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

[他のサービスとの一括請求開始に向けた変更]

お客様の利便性向上を目的に、将来的に、電気料金に限らず、ガスなど当社が提供する他のサービスの料金を一括してお支払いただけるよう準備を進めているため、支払期日等の規定を変更いたします。

[検針ができなかった場合の使用量の扱い変更]

お客様のご不在等により検針ができなかった場合は、前月と同じご使用量であったものとみなして料金をご請求し、翌月に差額を精算しておりましたが、今後は、託送供給等約款にもとづき、お客様との協議によってご使用量を確定することを基本とし、料金をご請求いたします。

以 上